令和２年９月８日

第６回廿日市市議会議案説明書

（第３回定例会）

廿　日　市　市

第６回廿日市市議会議案説明書目次

報告第２３号　専決処分事項の報告について　……1

議案第７７号　廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例　……3

議案第７８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　……9

議案第７９号　廿日市市産業振興基本条例の一部を改正する条例　……１１

議案第８０号　廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　……１３

議案第８３号　公の施設の指定管理者の指定について　……１５

議案第８４号　公の施設の指定管理者の指定について　……１７

議案第８５号　財産の取得について　……１９

議案第８６号　廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について　……２１

諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　……２３

（報告第２３号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（維 持 管 理 課）

１　専決処分した理由

令和２年７月２８日　　が、原動機付自転車を運転して、廿日市市宮内地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の前輪及び後輪が落ち、同車の後輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　６，５１８円

３　専決処分年月日

令和２年８月５日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第４号　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

５　参照法令

国家賠償法

第２条　道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

（議案第７７号）

廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例

（地 域 政 策 課）

１　制定の理由

地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を通じて活力ある地域社会を創造するため、廿日市市宮島まちづくり交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

２　条例の内容

(1)　宮島まちづくり交流センターの区分、名称及び位置

区分	名　　称	位　　置
本館	廿日市市宮島まちづくり交流センター	廿日市市宮島町４１２番地
分館	廿日市市宮島まちづくり交流センター杉之浦	廿日市市宮島町９９３番地１

(2)　事業

ア　生涯学習の推進に関すること。

イ　まちづくり活動の支援に関すること。

ウ　市民と来訪者との交流促進に関すること。

エ　宮島まちづくり交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(3)　開館時間

午前９時から午後９時３０分まで

(4)　休館日

ア　本館にあっては、次に掲げる日

(ｱ)　月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(ｲ)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

イ　分館にあっては、次に掲げる日

(ｱ)　国民の祝日に関する法律第２条に規定する日

(ｲ)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

(5)　施設等の使用料

ア　本館

区　　分	基　本　使　用　料					
	午　前	午　後	夜　間	午前・午後	午後・夜間	１　日
	９時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	９時から17時まで	13時から21時30分まで	９時から21時30分まで
集会室１	430円	490円	550円	980円	1,040円	1,540円
集会室２	410円	470円	530円	950円	1,010円	1,490円
会議室	150円	170円	190円	350円	370円	550円
和室１	190円	220円	250円	440円	470円	690円
和室２	210円	240円	270円	490円	520円	770円
調理室	590円	670円	760円	1,350円	1,440円	2,120円
工作室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円
ホール１	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円
ホール２	670円	770円	870円	1,550円	1,640円	2,420円
ホール３	870円	990円	1,120円	1,990円	2,110円	3,110円
ステージ	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円

備考

１　使用者が宮島まちづくり交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ４を乗じて得た額とする。

２　使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間１時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の１時間当たりの額に１．５を乗

じて得た額とする。この場合において、超過時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。

３　使用料の額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

イ　分館

区　　分	基本使用料					
	午　前	午　後	夜　間	午前・午後	午後・夜間	１　日
	９時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	９時から17時まで	13時から21時30分まで	９時から21時30分まで
大研修室	1,170円	1,340円	1,500円	2,680円	2,840円	4,180円
小研修室１	260円	290円	330円	590円	630円	930円
小研修室２	260円	290円	330円	590円	630円	930円
和室１	210円	240円	270円	490円	520円	770円
和室２	170円	190円	220円	390円	420円	620円
防音室	320円	360円	410円	730円	780円	1,140円
児童室	160円	190円	210円	380円	400円	590円
調理室	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円
備考　別表の１の表備考の規定は、この表において準用する。						

(6)　指定管理者による管理等

ア　宮島まちづくり交流センターの管理は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

イ　指定管理者が宮島まちづくり交流センターの管理を行う場合には、宮島まちづくり交流センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(7)　指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容と総合的に審査し、指定管理者の候

補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(8)　指定管理者が行う業務

ア　２の(2)に掲げる事業に関する業務

イ　利用の許可に関する業務

ウ　利用料金の徴収に関する業務

エ　施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ　宮島まちづくり交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(9)　関係条例の廃止及び改正

ア　廿日市市宮島観光会館設置及び管理条例は、廃止する。

イ　廿日市市市民センター条例の一部を改正し、宮島市民センター及び宮島杉之浦市民センターを廃止する。

３　施行期日

令和３年４月１日。ただし、宮島まちづくり交流センターの使用の許可及びこれに係る手続並びに別表の使用料については、令和２年１０月１日

４　根拠法令

地方自治法

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及

び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

（議案第７８号）

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（人　事　課）

1　提案の要旨

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性及び特殊性を考慮し、次のとおり防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例を定めようとするものである。

(1)　新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、当該作業に従事した日１日につき３，０００円支給する。

(2)　新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、当該作業に従事した日１日につき４，０００円支給する。

2　施行期日

公布の日から施行し、令和２年２月１日から適用する。

3　根拠法令

(1)　地方自治法

第２０４条

②　普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含

む。）又は退職手当を支給することができる。

③　給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2)　地方公務員法

第２４条

⑤　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第２５条

③　給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

(5)　前号に規定するものを除くほか、地方自治法第２０４条第２項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

（議案第７９号）

廿日市市産業振興基本条例の一部を改正する条例

（産 業 振 興 課）

1　提案の要旨

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律において中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が廃止されることなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2　施行期日

公布の日

3　根拠法令

地方自治法

第１４条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

②　普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

4　参照法令

(1)　中小企業基本法

第６条　地方公共団体は、基本理念にのつとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2)　小規模企業振興基本法

第７条　地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

②　地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊か

な地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（議案第８０号）

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（こ　ど　も　課）

1　提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2　施行期日

公布の日

3　根拠法令

子ども・子育て支援法

第３４条

②　特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

第４６条

②　特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

（議案第８３号）

公の施設の指定管理者の指定について

（地 域 政 策 課）

１　提案の要旨

廿日市市佐方市民センターの指定管理者の指定期間が、令和３年３月３１日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

廿日市市佐方市民センター

(2)　指定管理者となる団体の名称

廿日市市佐方一丁目４番２８号

佐方アイラブ自治会

会長　新　田　茂　美

(3)　指定の期間

令和３年４月１日から

令和８年３月３１日まで

２　根拠法令

地方自治法

第２４４条の２

⑥　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（議案第８４号）

公の施設の指定管理者の指定について

（地 域 政 策 課）

１　提案の要旨

廿日市市串戸市民センターの指定管理者の指定期間が、令和３年３月３１日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

廿日市市串戸市民センター

(2)　指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸二丁目１３番１３号

串戸地区自治協議会

会長　市　里　尚　弘

(3)　指定の期間

令和３年４月１日から

令和８年３月３１日まで

２　根拠法令

議案第８３号説明書に同じ。

（議案第８５号）

財産の取得について

（教 育 委 員 会）

１　提案の要旨

廿日市市立の小学校１７校及び中学校１０校に整備する備品を買い入れようとするものである。

２　取得する財産

品　名　タブレット端末

数　量　１，０００台

３　取得価格　４４，０００，０００円

４　相 手 方　広島市南区皆実町一丁目１０番２号

株式会社　ソルコム

ＩＴ事業本部　ソリューションビジネス部

ソリューションビジネス部長　福　島　淳　二

５　根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第３条　地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議案第８６号）

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

（人　事　課）

１　提案の要旨

(1)　佃祐世委員は、令和２年９月３０日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2)　後任委員

佃　　祐　世（再任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

木　曽　忠　明

佃　　祐　世

青　木　春　好

酒　井　龍　夫

河　原　直　己

２　根拠法令

地方税法

第４２３条

③　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

（諮問第２号）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（人権・男女共同推進課）

１　提案の要旨

(1)　新居克己委員、佐々木三郎委員、白築京子委員及び山本紀枝委員は、令和２年１２月３１日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2)　後任委員

新　居　克　己（再任）

白　築　京　子（再任）

山　本　紀　枝（再任）

島　　雅　夫（新任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

西　本　タツ子

市　里　尚　弘

兒　玉　宣　明

原　　いち代

前　田　幸　子

新　居　克　己

青　木　敬　子

佐々木　三　郎

正　留　律　雄

白　築　京　子

梅　本　光　子

西　田　弘　展

増　田　　育

松　浦　伸　二

山　本　紀　枝

河　野　和　夫

下　桶　博　美

2　根拠法令

人権擁護委員法

第６条

③　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。